

(参考) 健全化判断比率等の対象について

地方自治法上の区分	健全化法上の区分	会計名・法人等名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計	一般会計等	○一般会計	↓	↓	↓	↓	↓
		○公債管理特別会計 ○証紙特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○母子寡婦福祉資金特別会計 ○あさひ社会復帰促進センター特別会計 ○農林漁業改善資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○県営住宅特別会計					
特別会計	公営事業会計	本県該当なし(国保事業会計等)					
	公営企業会計	○病院事業会計 ○電気事業会計 ○工業用水道事業会計 ○水道事業会計 ○宅地造成事業会計 ○中海水中貯木場特別会計 ○臨港地域整備特別会計 ○流域下水道特別会計					※公営企業ごとに算定
	一部事務組合等	○隠岐広域連合 ○境港管理組合					
	地方公社・第三セクター等 (第三セクター等は損失補償対象団体のみ)	○島根県土地開発公社 ○(財)島根県環境管理センター ○(財)しまね農業振興公社 ○(社)島根県林業公社 ○島根県信用保証協会 等					